

新型コロナウイルス対策（赤道ギニア：ワクチン接種強化のための追加措置）

- 赤道ギニア国内におけるワクチン接種強化のための追加措置が規定されました。
- 国内移動（地域・地区間の移動）において、PCR 検査陰性証明書及びワクチン接種証明書が必要になります。

7月19日、赤道ギニア政府は、新型コロナウイルスのワクチン接種強化のための追加措置を規定した省令を発表しました。概要は次のとおりです。

1 地域間及び地区間を自由に移動するために、旅行者は PCR 検査陰性証明書及びワクチン接種証明書を所持しなければならない。

1-1 以下の第一線の公務員などは、感染リスクが高く、また感染源となる可能性を考慮して、ワクチン接種が義務づけられる。

a)医療従事者 b)警備員 c)教師 d)銀行職員 e)聖職者 f)スポーツ選手 g)市場、スーパーマーケットの販売員 h)レストランスタッフ i)18歳以上の学生

1-2 以下の者も同様にワクチン接種を受けるものとする。

a)60歳以上の高齢者 b)慢性疾患のある者 c)18歳から59歳までの者

2 公務員及び民間企業の職員の新型コロナウイルスへの感染レベルを下げるため、ワクチン証明書は、以下の場合においても要求される。

a)申請書の処理 b)スタジアムへの入場 c)娯楽施設 d)18歳以上の学校登録

追加規定：

関係省庁は、本制限措置の厳格な遵守のために必要な措置をとる権限が付与される。

廃止規定：

本省令に反する同列又は下位の規定は廃止される。

最終規定：

本省令は、国営メディア及び官報により公表された日から発効する。

【参考リンク】

○赤道ギニア政府／保健省ホームページ

2021. 7. 20

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

<https://guineasalud.org/>

○外務省海外安全ホームページ(国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班(赤道ギニア兼轄)

所在地: Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号: (+241) 011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先: (+241) 077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp